



大共第3号	名瀬漁業協同組合	奄美市(旧名瀬市)西方地先	<p>基点1. 点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし次の区域を除く。</p> <p>1 名瀬港 (1) 長浜地区 ① 漁船だまり 防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内 ② 点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 28° 23' 47" E 129° 29' 44" 点B N 28° 23' 47" E 129° 29' 48" 点C N 28° 23' 43" E 129° 29' 48" 点D N 28° 23' 43" E 129° 29' 51" 点E N 28° 23' 43" E 129° 29' 52" 点F N 28° 23' 37" E 129° 29' 52" 点G N 28° 23' 26" E 129° 29' 46" 点H N 28° 23' 23" E 129° 29' 46" 点I N 28° 23' 22" E 129° 29' 45"</p> <p>(2) 本港地区 点J、点K、点L、点M及び点Nを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点J N 28° 23' 07" E 129° 29' 48" 点K N 28° 23' 05" E 129° 29' 50" 点L N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点M N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点N N 28° 22' 55" E 129° 29' 54"</p> <p>(3) 佐大熊地区 点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点クを結んだ直線、点ク、点ケを結んだ半径213.92メートル、内角47度47分の西側の円弧、点ケ、点コを結んだ半径896.5メートル、内角5度30分の南側の円弧、点コ、点サを結んだ半径226.3メートル、内角38度52分の北西側の円弧、点サから点ツまでを順次に直線で結んだ線、点ツ、点テを結んだ半径206.3メートル、内角37度30分の北西側の円弧、点テ、点トを結んだ半径916.5メートル、内角5度47分の南側の円弧、点ト、点ナを結んだ半径43.1メートル、内角91度の東側の円弧及び点ナから点ノまでを順次に直線で結んだ線と陸岸で囲まれた区域。</p> <p>点ウ N 28° 23' 45" E 129° 30' 28" 点エ N 28° 23' 48" E 129° 30' 20" 点オ N 28° 23' 42" E 129° 30' 17" 点カ N 28° 23' 43" E 129° 30' 17" 点キ N 28° 23' 28" E 129° 30' 09" 点ク N 28° 23' 28" E 129° 30' 10" 点ケ N 28° 23' 23" E 129° 30' 13" 点コ N 28° 23' 21" E 129° 30' 10" 点サ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点シ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点ス N 28° 23' 11" E 129° 30' 04" 点セ N 28° 23' 11" E 129° 30' 05" 点ソ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点タ N 28° 23' 17" E 129° 30' 10" 点チ N 28° 23' 17" E 129° 30' 11" 点ツ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点テ N 28° 23' 20" E 129° 30' 10" 点ト N 28° 23' 22" E 129° 30' 13" 点ナ N 28° 23' 20" E 129° 30' 14" 点ニ N 28° 23' 18" E 129° 30' 12" 点ヌ N 28° 23' 19" E 129° 30' 13" 点ネ N 28° 23' 19" E 129° 30' 14" 点ノ N 28° 23' 20" E 129° 30' 15"</p> <p>2 知名瀬港 防波堤(西)(B)北端と防波堤南端を結ぶ線以内の港内</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (奄美市と大島郡大和村との境界点) 基点2 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (旧名瀬市と大島郡電郷町との境界点) 点ア N 28° 23' 19" E 129° 23' 30" 点イ N 28° 27' 48" E 129° 32' 18"</p>	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 あさひがいかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	奄美市の旧名瀬市の区域	なし
-------	----------	---------------	---	-----------------	---	--	----------------------------	-------------	----



大共第10号	とくしま漁業協同組合	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町地先	徳之島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  1 亀徳港 (1) 岸壁(-7.5M)東端と岸壁(-9.0M)北端を結ぶ線以内の区域 (2) 次の点ア、点イ及び点ウ、点エと陸岸によって囲まれた区域  点ア 岸壁(-9.0M)北端 点イ 防波堤(南)の北端から南西へ150メートルの点 点ウ 防波堤(南)南端 点エ 岸壁(-9.0M)南端  2 平土野港 岸壁(-5.5M)の西端から167度30分の線と陸岸によって囲まれた区域  3 徳之島空港 点A、点B、点C、点D、点E、点F、点G、点H、点I、点J、点Kを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。  点A N 27° 50' 47.20" E 128° 52' 54.49" 点B N 27° 50' 48.72" E 128° 52' 54.64" 点C N 27° 50' 48.48" E 128° 52' 58.08" 点D N 27° 50' 48.63" E 128° 52' 58.09" 点E N 27° 50' 48.64" E 128° 52' 57.97" 点F N 27° 50' 48.65" E 128° 52' 57.97" 点G N 27° 50' 48.58" E 128° 52' 58.94" 点H N 27° 50' 48.25" E 128° 52' 58.90" 点I N 27° 50' 48.09" E 128° 52' 58.80" 点J N 27° 50' 47.13" E 128° 52' 58.70" 点K N 27° 50' 47.01" E 128° 52' 58.86"	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いわのり漁業 ひとえぐさ漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 とこふし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 あさひがにかかり網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町	なし
大共第11号	冲永良部島漁業協同組合	大島郡和泊町・同郡知名町地先	冲永良部島の最大高潮時海岸線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  和泊港 岸壁(-7.5M)南端(A)と防潮堤東端(B)を結ぶ線以内の港内	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 業敷網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	大島郡和泊町・同郡知名町	なし
大共第12号	与論町漁業協同組合	大島郡与論町地先	与論島の最大高潮時海岸線から沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  1 与論港 次の点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域  基点 岸壁(-5.5M)北端 点ア 点イから真方位156度の線と対岸との交点 点イ 基点から真方位310度30分、627メートルの点 点ウ 点イから真方位50度、300メートルの点 点エ 点ウから真方位136度30分、595メートルの点 点オ 点エから真方位110度、280メートルの点 点カ 点オから真方位145度の線と対岸との交点  2 供利地区 次の点A、点Bを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) もずく漁業 おごりのり漁業 あおさ(ひとえぐさ)漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 くもがい(すじがい)漁業 ほらがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚追込網漁業 あさひがにかかり網漁業 敷網(追込網)漁業	(第一種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " " (第二種共同漁業) 1月1日～12月31日 " " " "	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	大島郡与論町	なし